

## 平成28年度代表監査委員決算報告

代表監査委員（雑色吉臣）

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成28年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算について、平成29年7月24日、25日、26日、28日、8月2日の5日間にわたり、審査を行いました。

審査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計の6会計です。

審査方法は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書類について、計数の正誤、予算執行及び会計手続の適否、財産管理等について関係諸帳簿及び関係証書類等を照合し、関係職員から説明を求めるとともに、例月出納検査、定期監査、補助団体等の監査の結果をもとに審査しました。

審査の結果、全会計の決算書及び付属書類等について、いずれも計数は正確と認められました。また、各会計の決算内容及び予算の執行も関係法令に照らし、おおむね適正に行われたことが認められました。

次に会計別決算状況について申し上げます。

まず、一般会計について、歳入総額は38億9,200万円（以下、百万円単位で説明させていただきます）、歳出総額は36億4,700万円であり、その歳入歳出差引額は2億4,500万円で、これから翌年度への明許繰越に伴う繰り越すべき財源2,000万円を差し引いた実質収支は2億2,500万円となり、前年度の実収支との差である単年度収支は1億9,500万円の赤字となりましたが、財政調整基金へ7,400万円の積み立てを行いましたので、実質単年度収支は1億2,000万円の赤字となりました。

これは、法人町民税が2億6,700万円の減収になったことが主な原因です。その内訳は税制改正によるもの9,500万円、企業業績の悪化によるもの9,700万円、その他超過課税の対象外になったことなどの影響によるものです。

また、経常収支比率は、算式の分母である人件費などに充当する経常経費充当一般財源等が減少しているものの、分母である経常一般財源等がそれ以上に減少していることから、82.5%から92.2%に悪化しています。

単年度収支が赤字になったのは平成25年度以来3年ぶりのことです。本町のように税収に占める法人町民税の割合が大きい地方公共団体では、収支の均衡を図る目的で財

政調整基金の取り崩しや繰越金の充当による財政運営は通常行われていることですが、複数年度にわたって単年度収支が赤字になることは、様々な不都合が生じてきます。

今後の本町の財政状況について不安視する向きもありますので、まず、平成29年度の決算見込みがどのようになるのか、そして、5～10年の中長期的に見て財政収支見通しがどのように推移するのか、概算で結構ですので、試算していただきたいと思えます。

本町では、手数料の見直しや、ふるさと納税の促進を行い、増収に寄与しているところですが、多額の収支不均衡を解消するためには、人件費や物件費等の内部経費の抑制、事務事業の見直し、特別会計の在り方の見直しなどを検討する段階に来ていると考えます。

平成29年度の地方交付税は平成28年度に続いて普通交付税の不交付団体となりました。平成29年度の地方交付税総額が減少したことや、過去3年間の税収の状況が算定の基礎になっていることが不交付の原因とされていますが、実態を反映したものとの実感はありません。

交付団体であれば、税収の地方交付税によって財源の保障がされますし、不交付団体であれば、税収の動向によって地方交付税が左右されることはありません。本町のように交付団体になったり、不交付団体になったりする財政力指数が1前後の地方公共団体の財政運営が最も厳しいとされています。

ご承知のとおり、決算を議会の認定に付するにあたり、地方自治法の規定により主要な施策の成果及び予算の執行実績を報告することになっています。このことは、施策を構成する主要な事業について、決算額のみならず、成果と実績、どのようなものが出来上がったのか、住民の生活に役立ったことは何なのかなどについても報告が求められていることとなります。あわせて、決算の前提となる主要な事業の予算についても、その内容、目的、目標、根拠などについて作成することが求められています。

近年、行政管理等の手法として、計画、実行、評価、改善いわゆる、P、D、C、Aサイクルにより実施するという考えはよく知られています。しかし、行政としては、まず、計画と実行をしっかりと行うことが重要です。そして、予算と決算内容について十分に説明責任を果たし、これを基礎として評価に結びつけていってほしいと思えます。

決算の主要な事業の中に行政評価事業がありますが、評価は自明なものもありますが、価値判断を伴うため客観的な評価基準の策定は難しいと言われていています。対象を絞るなどして効率的に実施し、本町にふさわしいものにしていただきたいと思えます。

こうした視点に立ち、最近、記載内容が充実してきた主要な事業等の結果報告書をもとにコメントさせていただきます。

シティプロモーション事業や里都まちなかい魅力創生事業は、里都まちなかいを明確な形でメインテーマとして設定し、様々な事業を展開しています。このテーマは、総合

計画審議会の中での発想のもとに、職員自らの手で作り上げたものと理解しています。

また、拠点整備事業は、設計コンペ方式を導入して効率的な執行が行われました。町民に親しまれる施設となるよう運営をしていただきたい。

今後とも、地域を活性化する事業は必要ですが、どの程度の予算を投入するか、効率的かつ効果的な執行になっているかなどを検証しながら推進していただきたいと思います。

生活交通維持対策事業については、各種の集会等において、しばしば議論がされ、町民にとって関心が高い事業です。1人当たりの運行コストが高い、現行方式では需要を賄いきれない、最寄りの鉄道駅に乗り入れができず利便性に問題があるなどの意見があります。平成29年度で実証運行が終了するに当たり、ゼロベースの視点での事業評価と見直しを行っていただきたい。

公共施設等総合管理計画策定事業は、本格的な人口減少社会を迎えるに当たり、公共施設のあり方について全国的に調査が行われているものと承知しています。地域と地域の間に関係が生じる事業でもありますので、この調査をもとに町としての方向性を示し、町民の合意を得ることが重要になります。

土曜学習事業は、平成28年度に新たに県費補助金を活用し、幼児、小学校低学年の児童を中心に、クラス数を拡大して実施しており、評価に値する事業です。低年齢からの学習環境づくりが地域の教育力の向上につながるよう期待しています。

学校給食について、給食センター等にかかる経費が公費で執行しているのに対して、給食材料費は私費による経理が行われています。運営協議会や経理の事務は職員が行い、給食費補助金の受領の事務は、保護者からの委任を受けて学校長が行っているように公的な関与のもとに行われていますし、そもそも、給食材料費の執行を含め学校給食の提供は公的なものと解釈することが妥当です。公費により執行することにより、他の団体で起きているような横領事件等の不正経理を防止できる、収入事務や補助金交付事務の省力化ができる、給食材料が高騰した場合には予備費を充用するなどの弾力的な運営ができるなどの事務の適正化が図られます。

あわせて、公費で執行しているこども園の給食費について、学校給食と同様に基本的事項については、運営協議会の方針に基づいて執行していただきたいと思います。

平成28年度の町税の収納状況については、町税全体の収納率は98.78%、現年課税分は99.66%と高い水準にあり、県下町村でも清川村に次いで2位とトップクラスにあります。

これは、町民の規範意識の高さと当局の徴収努力の賜物です。債権管理や不能欠損処分については、地方税法等に基づき適正に処理されていると認められます。

今後とも、公平性の原則から、町税にあつては、今まで以上に効果的な対応を行い、課税対象を的確に把握し、適正な賦課徴収となるよう、引き続き一層の努力をお願いします。

次は、国民健康保険特別会計です。歳入総額は14億4,300万円、歳出総額は13億8,400万円となり、5,900万円の剰余金が生じたため、このうち3,000万円を保険給付費支払準備基金に積み立てました。

歳出のうち保険給付費は8億5,100万円で、前年度と比べ一人当たりの保険給付費は増加しているものの、被保険者が減少したため、対前年度比2.6%の減となりました。

そもそも、特別会計とは、特定の歳出に対して特定の歳入をもって充てるものとされ、国民健康保険特別会計の場合、特定の歳出とは主に保険給付費であり、特定の歳入とは、国民健康保険税をはじめとして、一定の基準に基づく国庫支出金や県支出金などと一般会計からの法定繰入金が当たります。

これまで、本町では一人当たりの保険給付費が増加しても、一般会計からの法定外繰入金や支払準備基金の取り崩しにより被保険者の負担軽減を図ってきました。ちなみに、平成20年度以降では平成26年度に国民健康保険税の改正を行ったにとどまっています。平成30年度から国民健康保険の運営主体は市町村から県へ変わります。今後、どのように運営されるか見定める必要がありますが、本町の財政状況を考えると特別会計の設置の本旨に即して、適時に国民健康保険税を改正するなどの適切な運営が求められます。

保険税全体の徴収率は県下トップレベルですし、特に、現年課税分の徴収率は96.85%と県下第1位となっています。当局の徴収努力を高く評価します。

次は、介護保険特別会計です。歳入総額は7億4,700万円、歳出総額は7億3,300万円です。剰余金のうち、700万円を介護保険給付費支払準備基金へ積み立てました。

介護保険料全体の徴収率は、97.5%と高い水準にありますが、今後もより一層、適正な債権管理に努めるよう求めます。保険給付費では対前年度比1.9%の増となり、例年に比べ緩やかな伸びにとどまりましたが、全体の趨勢としては、高齢化の進展に伴い増加傾向にあると見込まれます。

次は、後期高齢者医療事業特別会計です。歳入総額は1億1,400万円、歳出総額は1億1,300万円です。

歳入の主なものは保険料、一般会計からの繰入金で、歳出の主なものは、神奈川県後期高齢者医療広域連合への納付金です。後期高齢者医療費の伸びは、被保険者数の増加などによるものです。

次は、下水道事業特別会計です。歳入総額は6億1,700万円、歳出総額は6億円です。歳入の56.0%にあたる3億4,600万円が一般会計繰入金、19.5%の

1億2,000万円が下水道受益者負担金及び下水道使用料となっています。

歳出につきましては、汚水枝線築造工事、酒匂川流域下水道維持管理事業費負担金、下水道事業債の元利償還金が主なものです。

平成28年度の新規事業として、公営企業適用債という財政措置のもとに公営企業法適用に向けて業務委託を実施しています。公営企業法が適用されれば、基本的には下水道使用料をもって下水道維持管理費や下水道債の元利償還金を支払う独立採算制をとるということです。果たして実現可能かどうか、下水道への接続率を100%にして下水道使用料を大幅に引き上げても公営企業法の適用は困難です。一般会計からの繰出金を補助金に変えるといった形ばかりの公営企業になりかねません。本町のように困難な立地条件のもとに整備した下水道事業に対して、何らかの国等の支援が必要となります。

平成28年度の下水道への接続率は66.3%と前年度に比べ増加していますが、下水道への接続は速やかに行う義務がありますので、引き続き取組の強化を求めます。また、近隣の市町村に比べて低い水準にある下水道使用料についても受益者負担の見直しが必要です。

次は、水道事業会計です。収益的収入及び支出における収入総額は、3億6,600万円、支出総額は、2億4,000万円で、1億2,600万円の純利益が生じました。

資本的収入及び支出につきましては、支出総額は1億4,000万円です。これを賅う財源は、資本的収入である工事費負担金のほか、建設改良積立金、減債積立金の取り崩し、損益勘定留保資金等による補てんとなっています。

中井町の安全でおいしい水は、日々の生活に欠かせない貴重な資源です。これまで整備してきた施設や設備は、将来に備えて計画的に更新を行う時期に来ています。必要な財源の手当ても念頭において進めていただきたい。

また、旧大蔵省資金運用部等で発行した水道事業債の中には、利子が4%を超えるものがあり、水道事業の経営を圧迫しています。国等に対して、下水道事業債も含め、繰り上げ償還等について働きかけ、利子支払いの負担軽減が図られるよう要望します。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について申し上げます。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記した書類は、いずれも適正に作成されているとともに、実質赤字比率や連結実質赤字比率では収支が黒字となっており、また、実質公債費比率は早期健全化基準値25%を大きく下回る5.3%となっているほか、将来負担比率では充当可能財源等が将来負担額を上回り、健全に財政運営がされていますので、あわせて報告させていただきます。これは、次の世代に負の遺産を残さないとの考えのもとに財政運営をしてきたおかげです。引き続き、堅実な財政運営をお願いします。

最後になりますが、先の通常国会で地方自治法の一部が改正されました。監査に関する項目は2点あり施行日はいずれも平成32年4月1日です。

1点目は、内部統制体制、いわゆるガバナンスですが、これに関する基本的な方針を策定し、整備、運用することです。長が管理する事務は多岐にわたりますが、特に、最低限ガバナンスの対象とするのは、影響度が大きく頻度も高い財務に関する事務となります。運用状況を長自ら評価し、監査を受け、議会に報告し公表することになります。都道府県知事及び指定都市の長は義務で、その他の市町村長は努力義務となりますが、ガバナンスの確立は、地方公共団体の規模に関わらず必要なことです。

2点目は、監査基準の策定についてです。本町では平成23年3月に町村監査委員協議会の標準町村監査基準をモデルとして策定し、これに基づき監査を行っています。今後、国は参酌基準を作成し公表するとしていますので、必要があれば現行監査基準を見直すこととなります。

今後はこのことも念頭においた行政運営を図っていただきたいと思います。  
以上で、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の審査報告を終わります。